

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月14日

岐阜県知事
古田 肇 殿

提出者

住 所 岐阜県瑞浪市釜戸町2190 - 12

氏 名 東部広域水道事務所長

岡田 輝彦

電話番号 0572 - 63 - 2881

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

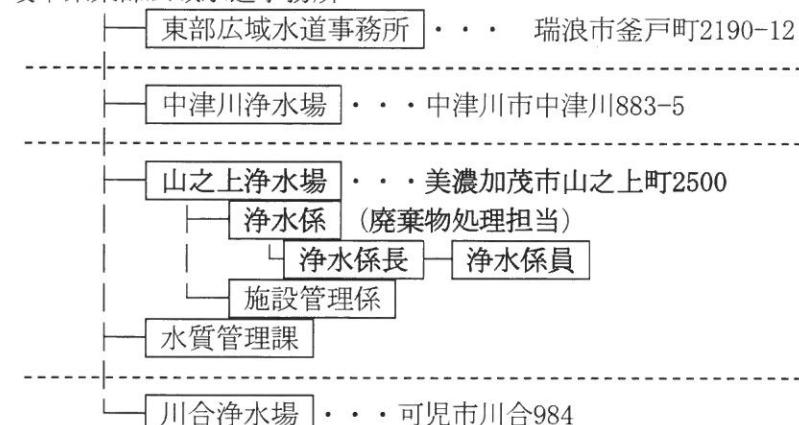
事業場の名称	岐阜県東部広域水道事務所 山之上浄水場
事業場の所在地	岐阜県美濃加茂市山之上町2500
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	上水事業 (F-3611)
②事業の規模	16,840,096 m ³ (令和4年度実績)
③従業員数	15名 (会計年度職員除く)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>発生源 廃棄物 脱水処理</p> <p>無機性汚泥 淨水発生土 場外搬出 浄水工程 汚泥脱水 破碎 → 有価壳却 6,421 t/年 383 t/年 427 t/年 ↓ 中間処理 6,038 t/年 (前年度繰越分含む)</p>

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

岐阜県東部広域水道事務所



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
産業廃棄物の種類	汚泥		
排 出 量	6,421 t		
① 現状	(これまでに実施した取組) 当浄水場で発生する産業廃棄物（汚泥）は河川水に水質浄化のため凝集処理剤を混ぜて固まらせ、それを沈殿させたものである。凝集処理剤が過剰注入にならぬよう、常に低減化に努めている。		t

【目標】			
産業廃棄物の種類	汚泥		
排 出 量	5,200 t		
② 計画	(今後実施する予定の取組) 引き続き凝集処理剤の低減化に努める。		t

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	383 t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用（脱水汚泥の有償売却）を促すため、県営水道ホームページや水道週間行事、小学校見学の案内時等に有効利用できることをPRした。		
② 計画	【目標】脱水処理残さの全量売却		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	350 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後とも県営水道ホームページや水道週間行事、小学校見学の案内時等に有効利用できることをPRする。 また、当方から継続的に引取者へ連絡し、円滑な搬出に努める。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	6,038 t	t
② 計画	(これまでに実施した取組) 汚泥量は河川の水質と凝集処理剤の注入量に左右されるため、県営水道ホームページや小学校見学の案内時等に河川を汚さないようPRするとともに、凝集処理剤の低減化に努めた。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	4,850 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き河川を汚さないPRと過剰注入とならない凝集処理剤の低減化に努める。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。